

＜大手製薬会社の事例分析＞

参考文献：Observations on the Implementation of IFRS(Ernst & Young))

International GAAP の概要 新日本監査法人

調査対象会社のうち 5 社の 2006 年度アニュアル・レポート

【調査対象会社】 下記の 8 社

- ・ アストラゼネカ
- ・ グラクソ・スミスクライン
- ・ メルク
- ・ ノバルティス
- ・ ノヴォ・ノルディスク
- ・ ロシュ
- ・ サノフィーアヴェンティス
- ・ シェーリング

【調査項目】（3 項目）

- ① 社内発生開発費の会計処理
- ② 単独で取得された研究開発の取扱い(R&D acquired separately)
- ③ 企業結合により取得された仕掛 R & D の取扱い

① 社内発生開発費の会計処理について

グラクソ社を除いたすべての会社が、新薬認可のプロセスに特有の重大な不確実性を理由として、当局による認可の前に発生したすべての研究開発費を費用として処理していた。

- グラクソ社は、通常は、「重要な市場において当局による認可の申請が行われ、認可が高い確率(highly probable)で下りると考えられた時点」で、開発費を資産として計上している。
- アストラゼネカ社は、社内的な開発の支出は、IAS38 号の認識基準に合致しない限り、発生した時点で費用として認識されると記述しているが、一方で、「当局による認可及びその他の不確実性の存在は、すなわちそのような基準が満たされることはないということを意味する」と述べている。
- メルク社は、それが薬品か、あるいは化学製品であるかにかかわらず、製品のマーケティングの前の段階では、IAS38 号に基づく資産化は不可能であると考察している。また、メルク社は一方で、当局による認可以後に発生するコストは僅少である

とも述べている。

- ノバルティス社は、当局による認可、及びその他の不確実性は、新薬の開発につきものであり、このことが新薬に係る社内発生開発費の資産計上を妨げていると考察するとともに、ゆえにすべてのコストを費用計上していると説明している。

製薬業界に属する企業は、研究開発は自社の事業にとって最も重要な要素であると考えている。その結果、これらの企業は毎年、研究開発に多大な投資を行う。このことから、製薬会社は貸借対照表に多額の内部創出開発無形資産を計上していると思われるが、財務諸表を検討すると、実際には、薬の開発に伴う不確実性を非常に高いものとみなしているがために、開発費用を資産化していないことが分かる。

例１（抜粋） バイエル AG（2003 年） 会計方針 研究開発費用

IAS 第 38 号「無形資産」に準拠し、研究費用は資産計上しておらず、特定の条件が満たされる場合にのみ開発費を資産計上している。会社に対する将来の経済的便益が通常の製造、販売管理費だけでなく、開発費そのものも回収可能であることに十分な確実性が認められた場合にのみ、当該開発費用は資産計上される。開発プロジェクト、開発される製品やプロセスに関する要件は上記以外にもいくつかあり、資産認識に際してはそれらの全てが満たされていなければならない。過年度については、これら資産化に関する条件は満たされていなかった。

例２（抜粋） Syngenta AG（2003 年）研究開発

研究開発費用については、発生時にその全額を損益計算書に計上している。当社は主要な新製品を開発する場合に、固有の規制及びその他の不確実性を考慮し、開発費用を資産認識していない。特許権の購入対価については無形資産として資産計上している。自社開発製品に関する特許申請費用、既存の特許の抗弁費用および第三者が保有しすでに無効と考えられる特許に対する異議申立費用は、開発費用の一部とみなし、発生時に全額費用計上している。

次頁の例３（抜粋）は、製薬業界において、開発費に関して IAS38 号の認識要件を適用することがいかに難しいかを示すよい例である。特に技術的及び経済的な実行可能性は、開発局面のかなり遅い段階でしか確認することができないため、これは通常、開発費のごくわずかな部分しか資産化できないことを意味している。

例３（抜粋） メルク（２００３年）

事業セクター及び地域ごとの研究開発の内訳は、「セグメント報告」のセクションで開示している。研究開発部門及びプロセス段階で発生した費用以外にも、購入した役務の費用および臨床実験の費用が含まれている。研究開発費用は、発生した年度ですべて費用化している。製薬事業においては、開発薬品が市場に出るまでのリスクが高く、IAS38号の要件を完全に満たすことができないため、開発段階で発生した支出は、資産計上することはできない。規制当局の認可後に発生した原価に重要性はない。

② 単独で取得された研究開発の取扱い

別々に取得された研究開発プロジェクトは、さまざまな形態をとる。ライセンス契約や薬品に関する権利、研究開発契約及び後発品の取得などである。会社は、取得されたライセンス、特許、ノウハウ、マーケティングライトを無形資産とする会計処理を概説している。

- 一般的には、上記のような無形資産の償却は、当該資産が使用に供することができるようになった日、あるいは、製品の販売を開始した日から開始される。調査対象会社のうちの何社かは、使用可能年数（useful lives）又は無形資産の償却率を開示していなかった。しかしながらアストラゼネカ社は、経済的使用可能年数は３年のものから２０年のものまでであることを開示しており、サノフィ・アヴェンティス社は、関連する特許によって法的に守られる期間を勘案したキャッシュフローの予測に基づき、市場で販売している製品の平均償却年数は８年であると開示している。
- 調査対象とした各社の中で、グラクソ社のみが、耐用年数が無限である無形資産があると考察している。それらはすべて取得されたブランドであり、グラクソ社は、それらは公正価値から販売のために要するコストを差し引く方法で評価し、毎年減損テストを行っていると説明している（２００６年のアニュアルレポートでも同様）。

③ 企業結合により取得された仕掛Ｒ＆Ｄの取扱い

ノヴォ・ノルディスク社、及びアストラゼネカ社以外の各社は、企業結合によって取得された研究開発の認識及び測定について開示している。

- ノバルティス社は、企業結合によって取得された研究開発が成功し、使用可能になったならば、使用可能年数にわたって償却され、償却費は関連する減損コストとともに売上原価に含められると述べている。
- サノフィ・アヴェンティス社は、取得の時点では仕掛中の研究開発作業は、成果物

としての薬品が当局に認可された時点より、使用可能年数にわたって定額法で償却されると説明している。償却費は、「無形資産償却費」として記録される。

追補：2006 年度のアニュアル・レポートの調査結果

（調査対象会社） 下記の 5 社

バイエル

サノフィ・アヴェンティス

メルク

グラクソ・スミスクライン

ノバルティス

（調査対象項目）

- ① 社内発生開発費の会計処理
- ② 単独で取得された研究開発の取扱い(R&D acquired separately)
- ③ 企業結合により取得された仕掛 R & D の取扱い

① 社内発生開発費の会計処理

- ✓ 2003 年～2005 年と同様に、グラクソ社を除き、全社が資産計上をせず、すべて費用計上している。
- ✓ グラクソ社の資産計上の基準は、従来と同様。
- ✓ 社内発生開発費を資産計上しない理由として、各社とも、(多少の表現の違いはあれ) 当局による認可及びその他のリスクと不確実性が、新薬の開発につきものであるため、IAS38 号の資産化の条件を満たさないとしている。

② 単独で取得された研究開発の取扱い(R&D acquired separately)

比較的詳細な記載のあるノバルティス社とサノフィ・アヴェンティス社の事例を抜粋して以下に引用する。

<ノバルティス社の事例>

改訂 IAS38 号に基づき、取得された開発段階の資産（たとえばライセンスに対するマイルストーン・ペイメントなど）は、たとえ当該 R & D が最終的に成功し、販売可能な製品を製造することができるかどうかについての不確実性が存在していたとしても、無形資産として計上される。

取得された無形資産は下記の期間にわたり、定額法で償却される。

商標権 (Trademarks)	見積経済的耐用年数または法的有効期間 (legal life)。最大 20 年。
製造権及びマーケティング権 Product & marketing rights	5 年～20 年
コア開発技術 Core development technologies	見積経済的耐用年数。典型的には 15 年～30 年
ソフトウェア	3 年
その他	3 年～5 年

単独で、あるいは企業結合の過程で取得された製造権及びマーケティング権は、キャッシュの生成単位に配分される。取得された製造権に割り当てられる使用可能年数は、製品の成熟期間 (maturity) 及びそのような製造権がもたらすことができる見積経済的便益に基づいている。

商標権と製造権及びマーケティング権の償却費は、当該権利に基づく売上が初めて計上された期より、その使用可能期間にわたって売上原価に計上される。

コア開発技術は、識別され、そして分離可能な取得されたノウハウ（開発プロセスで利用されるもの）を表しており、償却費は売上原価、または研究開発費に含まれる。

＜サノフィ・アヴェンティス社の事例＞

単独で取得された研究開発は資産化される。なぜなら、IAS38 号における無形資産の認識基準は、IAS38 号の Par. 25 にしたがって、すべてのケースで満たされると考えられるからである。

(参考) IAS38 号 Par. 25

通常、無形資産を単独で取得するために企業が支払う価格は、資産に包含される。期待される将来の経済的便益が企業に流入する可能性に関する期待を反映している。言い換えれば、発生可能性の影響は資産の原価に反映されている。したがって、第 21 項(a)の発生可能性の認識規準は、単独で取得する無形資産については常に満たされているとみなされる。

その結果、当局からの認可の受領の前に第三者から取得された薬品に対する権利は無形資産として認識され、当局の認可が下りた日から使用可能年数にわたって定額法により償却される。研究開発契約に基づく技術やデータベースへのアクセスにかかる支払や、後発品の購入のための支払等もまた、資産計上される。

✓ なお、サノフィ社の IFRS/U. S. GAAP 間の調整表において、単独で取得された研究開発

のうち、IAS38 号の規準を満たしたために資産計上されたもの（＝一律費用計上の U.S. GAAP との差異額）が合計 9700 万ユーロ（約 160 億円）あるとの記述がある。

③ 企業結合により取得された仕掛 R & D の取扱い

比較的詳細な記載のあるノバルティス社とサノフィ・アヴェンティス社の事例を抜粋して以下に引用する。

＜ノバルティス社の事例＞

IFRS 第 3 号にもとづき、仕掛 R & D は、企業結合における購入価格を配分するプロセスの一部として評価される。この評価額はのれんとは別に記録される必要があり、キャッシュの生成単位に配分されて、每期減損テストの対象となる。仕掛 R & D に含まれているプロジェクトが成功し、成果が利用可能になったならば、その時点から使用可能期間にわたって償却され、償却費は減損損失とともに売上原価に含められる。

＜サノフィ・アヴェンティス社の事例＞

企業結合により取得された仕掛 R & D に関連する無形資産で、合理的に測定可能なものは、のれんとは区別して識別され、IFRS 第 3 号及び IAS 第 38 号に基づき、無形資産として計上される。企業結合により取得された仕掛 R & D は、研究開発活動よりもたらされた製品について規制当局より認可を受けた日より、使用可能な期間にわたって定額法により償却される。

以 上